

管財第1999号
令和2年3月2日

受注業者 各位

多賀城市総務部管財課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び
建設関連業務の一時中止措置等について（通知）

本市の行政運営につきまして、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、令和2年2月25日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部より「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示されたところです。

本市においても建設工事及び建設関連業務に係る取扱いについて、国の取組みと同様に下記のとおり対応することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 感染予防の徹底について

公共工事の円滑な施工確保を図る観点から、工事等の現場において、現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意願います。

2 感染者があることが判明した場合について

作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じるよう、徹底願います。

3 既契約の工事又は業務の一時中止措置等について

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者から工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の申出があった場合には、受注者の責めに帰すことができないものとし、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行います。

なお、上記により変更を行った場合は、契約書規定に基づき必要に応じて請負金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期

間の延長を行うなど、適切に対応します。一時中止の期間は、本通知から令和2年3月15日までの期間とします。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には(1)に準じて対応します。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定します。

〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号

総務部管財課管財契約係

TEL : 022-368-1141 内線 461~464

FAX : 022-368-9069

E-mail : keyaku@city.tagajo.miyagi.jp